

「法務・労務等に関する無料相談サービス」開始に伴う弁護士・社労士の募集について

千葉東法人会では、今年度から会員支援事業の一環として、経営支援サービスの拡充を図るため、法務・労務等に関する「無料相談サービス」を開始する計画です。

つきましては、本事業にご賛同いただき、法務・労務等についての会員からの相談に一会員初回1時間まで無報酬で対応していただける士業の皆さまを募集いたします。

別紙、申込書に必要事項をご記入のうえ、令和4年1月14日（金）までに事務局宛ご応募をお願いいたします。

〔法務・労務等に関する無料相談サービス〕概要（案）

1. 利用対象	千葉東法人会 会員
2. 相談項目	(1) 労務 : 労働問題、社会保険などの労務全般 (2) 法務 : 法律全般
3. 相談料	一会員、年間、初回1時間まで、無料 ・法務・労務各1回、なお1時間超、又は同一内容・案件で2回目以降の相談は、相談者に実費をお支払いいただく予定です
4. 申込方法 (相談者)	(1) 千葉東法人会事務局に TEL またはメールで連絡 (2) 相談申込書に必要事項を記入し、事務局宛提出 (3) 相談申込書には、①希望する弁護士・社労士名、②希望日時、③相談内容（簡記）を記入 (4) 相談場所は、弁護士・社労士の先生の事務所等 (5) 事務局は、相談申込書に基づき、日時等を相談者の希望する先生（弁護士・社労士）と調整 (6) 事務局は調整結果を相談者に連絡 (7) 相談者は、所定の日時に事務所を訪問し面談実施 (8) 面談した先生（弁護士・社労士）は、面談実施の有無を事務局宛にフィードバック (9) 相談者が、初回の相談時間を超えて、追加の相談等を希望する場合は、各先生の所定の料金に基づき、個別に対応していただく

※ご応募いただいた先生は、原則、全員ご登録させていただきます。

なお相談時に依頼する先生の選定は、その時々相談者に選んでいただく方式とさせていただきます。

申込締め切り：令和4年1月14日（金）

申 込 先：千葉東法人会 事務局（FAX 043-248-7460）

「法務・労務等に関する無料相談サービス」開始に伴う 弁護士・社労士申込書

業 種 (何れかに○)	弁護士 ・ 社会保険労務士
法人名	
ご連絡先担当	
住 所	
電話/FAX	
e-mail	
専門分野（得意分野）	
PR等	
HPアドレス	
相談料	
本件に関する ご質問・ご要望等	

※記入欄が不足する場合は、別紙（任意）を添付してください。